

NO. 1-1

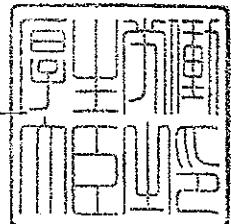
厚生労働省発職第1119001号

平成20年11月19日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 弁添 要



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会
の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 雇用調整助成金制度の改正

(一) 当分の間、中小企業緊急雇用安定助成金を支給するものとすること。

(二) 中小企業緊急雇用安定助成金については、景気の変動、産業構造の変化等の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主に対して次のとおり支給するものとすること。

イ 中小企業事業主が指定した日から一年以内に休業又は教育訓練に係る手当又は賃金を支払った事業主に対し、休業又は教育訓練に係る手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める額の五分の四の額を支給するものとすること。

ロ 中小企業事業主が指定した日から一年以内に出向先事業主との契約に基づき出向をした者に係る出向期間における賃金を負担した額の五分の四の額を支給するものとすること。

二 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

(一) 特定就職困難者雇用開発助成金について、次のように改正するものとすること。

イ 中小企業事業主が、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を短時間労働者として雇い入れる場合の支給額を四十万円から六十万円に改めること。

ロ 中小企業事業主が、身体障害者及び知的障害者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）の支給額を六十万円から九十万円に改めること。

ハ 中小企業事業主が、重度身体障害者及び重度知的障害者、四十五歳以上の身体障害者及び知的障害者、精神障害者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）の支給額を百二十万円から百六十万円に改めること。

(二) 特定求職者雇用開発助成金として、高年齢者雇用開発特別奨励金を創設すること。

(三) 高年齢者雇用開発特別奨励金について、六十五歳以上の求職者を公共職業安定所等の紹介により、

一年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、一人につき五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）を支給するものとすること。

三 試行雇用奨励金制度の改正

(一) 対象者を四十五歳以上六十五歳未満の者から四十五歳以上の者に、三十五歳未満の者から四十歳未

満の者にそれぞれ改めること。

(二) 若年者雇用促進特別奨励金を若年者等雇用促進特別奨励金に改めることとし、平成二十三年三月三十日までの間、支給するものとすること。

(三) 若年者等雇用促進特別奨励金について、有期実習型訓練を修了した者を、当該者との間で期間の定めのない労働契約を新たに締結して雇い入れ、引き続き雇用する事業主に対して新たに支給するものとすること。

(四) 若年者等雇用促進特別奨励金について、対象者を二十五歳以上三十五歳未満の者から二十五歳以上四十歳未満の者に改めるとともに、中小企業事業主に対する支給額を引き上げるものとすること。

四 地域雇用開発助成金制度の改正

- (一) 地域雇用開発助成金として、地域再生中小企業創業助成金及び雇用創造先導的創業等奨励金を創設するものとすること。
- (二) 地域再生中小企業創業助成金は、イに該当する事業主に対して、口からニまでに定める額を支給するものとすること。

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

- (イ) 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、新たに法人等を設立するとともに、当該地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野に属する事業（以下「地域再生事業」という。）を実施する中小企業事業主であること。

- (ロ) 法人等の設立の日から起算して六箇月を経過する日までに、都道府県労働局長に対して地域再生事業の実施に係る計画を提出し、当該地域再生事業計画の認定を受けた事業主であること。

- (ハ) (イ)の法人等の設立から起算して一年以内の間に、被保険者として六箇月以上継続して雇用する労働者（以下「創業・雇入支援対象労働者」という。）を一人以上雇い入れた事業主であること。
- ロ 雇用失業情勢の改善の動きが特に弱い八道県においては、次の(イ)及び(ロ)に定める額

- (イ) 当該法人等の設立に要した費用（その額が七十五万円を超えるときは、七十五万円）と当該法人等の設立の日から起算して六箇月の期間について支払った当該法人等の運営に要した費用等との合計額の二分の一に相当する額（創業・雇入支援対象労働者が五人以上である法人等でその額が一千万円を超えるときは一千万円、創業・雇入支援対象労働者が五人未満である法人等でその

額が六百万円を超えるときは六百万円)

(ロ) 創業・雇入支援対象労働者一人につき、六十万円（なお、雇入れ助成の対象は百人を上限とする。）

ハ 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（ロの八道県を除く。）においては、次の(イ)及び(ロ)に定める額

(イ) 当該法人等の設立に要した費用（その額が七十五万円を超えるときは、七十五万円）と当該法人等の設立の日から起算して六箇月の期間について支払った当該法人等の運営に要した費用等との合計額の三分の一に相当する額（創業・雇入支援対象労働者が五人以上である法人等でその額が五百万円を超えるときは五百万円、創業・雇入支援対象労働者が五人未満である法人等でその額が三百万円を超えるときは三百万円）

(ロ) 創業・雇入支援対象労働者一人につき、三十万円（なお、雇入れ助成の対象は百人を上限とする。）

ニ 対象事業主が、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県から雇

用失業情勢の改善の動きが弱い地域（口の人道県を除く。）への住所又は居所の変更が必要である場合は、次の(イ)及び(ロ)に定める額

(イ) 当該法人等の設立に要した費用（その額が七十五万円を超えるときは、七十五万円）と当該法人等の設立の日から起算して六箇月の期間について支払った当該法人等の運営に要した費用等との合計額の二分の一に相当する額（創業・雇入支援対象労働者が五人以上である法人等でその額が一千万円を超えるときは一千万円、創業・雇入支援対象労働者が五人未満である法人等でその額が六百万円を超えるときは六百万円）

(ロ) 創業・雇入支援対象労働者一人につき、三十万円（なお、雇入れ助成の対象は百人を上限とする。）

(三)

雇用創造先導的創業等奨励金について、地域雇用開発促進法に規定する同意自発雇用創造地域に所在する事業所の事業主であつて、同法に規定する地域雇用創造協議会が指定する事業主が当該協議会が作成する計画に基づき、事業開始日から起算して六箇月の期間に当該地域に居住する求職者を継続して雇用する労働者として三人以上雇い入れた場合に、新たに事業を開始するために要した費用等の

額の合計額の三分の一に相当する額（その額が三千万円を超えるときは、三千万円）を支給するものとすること。

(四) 地方再生中小企業創業助成金を廃止すること。

五 人材確保等支援助成金制度の改正

(一) 人材確保等支援助成金として、介護未経験者確保等助成金を創設すること。

(二) 介護未経験者確保等助成金は、介護関係業務の経験を有しない者（六十五歳以上の者（職場適応訓練受講求職者を除く。）及び新規学卒者を除く。以下「未経験者」という。）を、被保険者（短時間労働者を除く。）として雇い入れた場合、未経験者（三人を限度とする。）を最初に雇い入れた日から起算して六箇月を経過するごとに、一人につき二十五万円を二回に限り支給するものとすること。

第二 雇用対策法施行規則の一部改正

特定就職困難者雇用開発助成金について、次のように改正するものとすること。

(一) 中小企業事業主が、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を短時間労働者として雇い入れる場合の支給額を四十万円から六十万円に改めること。

(二) 中小企業事業主が、身体障害者及び知的障害者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）の支給額を六十万円から九十万円に改めること。

(三) 中小企業事業主が、重度身体障害者及び重度知的障害者、四十五歳以上の身体障害者及び知的障害者、精神障害者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）の支給額を百二十万円から百六十万円に改めること。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十年十二月一日から施行するものとすること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。